

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和3年5月5日 13時51分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港東区第3区入舟A岸壁 釧路埼灯台から真方位005° 1,090m付近 （概位 北緯42° 58.8′ 東経144° 22.5′）
事故の概要	巡視船さろまは、着岸操船中、船首部が岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和3年5月6日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視船 さろま、179トン
船舶番号、船舶所有者等	131942、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海） 機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に凹損等、錨に曲損 岸壁 車止めに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高（港外） 約2m、波高（港内） 平穏、潮汐 下げ潮の 中央期 釧路市には、令和3年5月5日10時28分に強風注意報及び濃霧 注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか13人が乗り組み、入舟A岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を西南西方に向けて出船左舷着けで着岸する目的で、本件岸壁に対して船首尾線がほぼ直角になる態勢を保ちながら前進行きあしで本件岸壁に向けて東南東進していた。</p> <p>船長と共に船橋にいた機関長は、本船が翌日から入渠する工場の関係者を本件岸壁に認め、機関長として初めて任せられた大きな工事（発電機換装工事）のことが気に掛かり、考え事をしていた。</p> <p>船長は、本船の行きあしを減じながら本船を右回頭させて船首を西南西方に向ける目的で、機関操作を担当していた機関長に主機を後進とするよう号令を発し、続いて操舵を担当していた航海士補に左舵一杯とするよう号令を発した。</p> <p>機関長は、船長からの号令を復唱し、主機の操縦レバーを前進側に倒し、船長に主機を後進とした旨の報告をした。</p> <p>航海士補は、船長からの号令を復唱し、操舵ハンドルを左舵一杯に回し、舵角指示器が左舵一杯を示したことを確認した後、船長に左舵一杯とした旨の報告をした。</p>

	<p>船長は、本船が増速を始めたことを不思議に思った時、航海士補が、主機の操縦レバーが前進側に倒されていることに気付き、その旨を機関長に伝えている声を聞いた。</p> <p>本船は、船長が機関長に指示して主機を後進にかけたものの、停止する前に本件岸壁に達し、船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>機関長は、令和2年4月から本船に機関長として乗船するようになった。</p> <p>機関長は、本事故当時、発電機換装工事のことが気に掛かって考え事をしていたので、無意識のうちに主機の操縦レバーを前進側に操作していたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、着岸操船中、船長が本船を停止させる目的で主機を後進にするよう命じた際、指示を受けた機関長が、初めて任せられた発電機換装工事のことが気に掛かって考え事をしていたことから、無意識のうちに主機の操縦レバーを前進側に操作し、増速を始め、前進に気付いた船長の指示により後進にかけたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が着岸操船中、船長が本船を停止させる目的で主機を後進にするよう命じた際、指示を受けた機関長が、初めて任せられた発電機換装工事のことが気に掛かって考え事をしていたため、無意識のうちに主機の操縦レバーを前進側に操作し、増速を始め、前進に気付いた船長の指示により後進にかけたものの、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の操作を担当する者は、操縦レバーの操作に専念し、操作した後、主機の前後進状況を示す指示器の確認を必ず行うこと。